

「ひょうごっ子野外活動大作戦推進事業」仕様書

1 業務の名称

ひょうごっ子野外活動大作戦推進事業

2 目的

低年齢の子どもにもインターネット等の利用が急速に進む中、子どもの外遊び等野外活動の機会が減少することにより健康面・精神面への影響が危惧されることから、兵庫県（以下、「県」という。）において従来から重点的に支援してきた子どもの野外活動の一層の推進を図るため、「ひょうごっ子野外活動大作戦推進事業」（以下、「本事業」という。）を実施する。

本事業は、既存の「子どもの冒険ひろば事業」の実施状況を検証し、これに代わる事業（以下、「新事業」という。）のスキームを構築することを目的として実施するものである。

なお、新事業は、「子どもの冒険ひろば事業」の趣旨を引継ぎながら、①県補助金を財源とせず、②企業からの寄附や企業との連携等民間活力の活用により実施することを基本方針とする。

3 委託期間

令和6年1月9日（火）から同年2月29日（木）まで(予定)

4 業務内容

令和8年度から、県が新事業を実施するにあたり、新事業のスキーム構築のための調査研究・情報収集を目的として、下記の業務を実施する。

(1) 「子どもの冒険ひろば事業」の実施状況の検証

現在、県が実施している「子どもの冒険ひろば事業」の実施状況を検証するため、運営者・参加者を対象にアンケートを実施する。

実施後、アンケート結果をとりまとめ、効果や課題についての考察や、新事業のスキーム構築に向けた視点・問題点の提案等を内容とする報告書を作成する。

ア アンケートの実施

(ア) アンケート内容の提案（アンケート用紙の作成）

アンケートの実施対象は「子どもの冒険ひろば事業」の運営者及び参加者とし、それぞれ別に質問項目（10項目程度）を設けたアンケート用紙を作成する。

アンケート用紙は、アンケート実施前に県の了解を得るものとする。

(イ) アンケートの実施

「子どもの冒険ひろば事業」の運営者を対象とするアンケートは、10以上の運営者を対象に実施する。実施及び回収方法は、郵送・メール等で良いこととする。

「子どもの冒険ひろば事業」の参加者を対象とするアンケートは、同事業の参加者合計100人以上から収集することとする。アンケートの実施・回収方法は提案によることとし、また、これらを「子どもの冒険ひろば事業」の運営者に実施させても良いものとする。

イ 報告書の作成

アのアンケートをとりまとめるとともに、新事業のスキームを提案する目的で、以下の内容を盛り込み、A4用紙10ページ程度で、報告書を作成し、提出する。

なお、新事業については、企業の理解・協力を得やすいスキームとするため、県内企業5社以上に意見を求め、適宜これを反映させることとする。

(意見を求める企業(例))

- ・ 県との包括連携協定締結企業(参考 URL: <https://hyogo-renkei.com/company/>)
- ・ 「ひょうご子ども・若者応援団」物資提供企業
(参考 URL: <https://seishonen.or.jp/hombu/front/?p=2>)
- ・ その他、子どもの健全育成・野外活動に関心の高い企業

(報告書の内容)

- ・ アンケートの集計結果
- ・ 「子どもの冒険ひろば事業」の効果・課題
- ・ 新事業のスキーム構築に向け必要な視点や問題点
- ・ 企業の意見

(2) 企業への寄附要請の手法検討

新事業実施の財源を、企業からの寄附によることとして、企業への寄付要請の効果的な手法を検討、提案する。

ア 企業への寄附要請の手法検討

企業の理解を得やすい要請の手法や寄附に対する企業のニーズ、拠出可能な金額について検討を行う。なお、検討にあたっては、5社以上の企業に意見を求め、適宜これを反映させることとする((1)イにおいて意見を求める企業と同一の企業でもよいこととする)。

イ 報告書の作成

アの検討を踏まえ、以下の内容を盛り込み、A4用紙5ページ程度で、報告書を作成し、要請チラシ等の成果物を添えて提出する((1)イの報告書と一体的に作成することも可とする)。

(報告書の内容)

- ・ 効果的な要請手法の提案
- ・ 企業の意見

5 留意点

(1) 事業実施に係る留意事項

ア 「子どもの冒険のひろば」運営者や、意見を求める企業に対し、協力金の支払い等が可能であること。

イ 4(1)ア(イ)のみ、再委託が可能であるとするが、再委託を行う際には、甲の書面による承認を得ること。

ウ 途中経過について報告を求めることがあること。

エ 取組の成果発信については、事業終了後も協力を依頼することがあること。

(2) 経理に係る留意事項

ア 対象経費は、他の経費と明確に区分して経理すること。

イ 要した経費は、通帳や領収書等で確認できるようにすること。

ウ 専用の会計帳簿を備え、経費の用途を明らかにすること。